

○三好市建設工事請負業者選定要綱

平成18年3月1日

告示第82号

改正 平成19年3月30日告示第23号
 平成19年6月8日告示第49号
 平成21年3月31日告示第27号
 平成25年6月6日告示第80号
 平成25年8月30日告示第82号
 平成27年3月2日告示第8号
 平成30年5月31日告示第58号
 令和2年2月19日告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、三好市契約規則（平成18年三好市規則第46号）及び三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成18年三好市規則第150号）により市長がその権限に基づいて発注する建設工事の指名競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適正に選定するために定める。

2 随意契約について特別の理由があるときは、次条から第4条までの規定にかかわらず業者を選定することができる。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、別に定める期間内に指名競争入札に参加する者が必要な資格審査申請書を提出し、等級別に格付された者とする。ただし、市外業者については、提出されている指名審査申請書によりその都度格付することができる。

第2章 業者の格付基準

(格付)

第3条 業者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項を審査の結果算定された客観的要素（種類別年間平均完成工事高、経営規模、経営比率等）による総合数値及び徳島県の審査した主観的要素による総合数値の合計により、A・B・C・Dの4等級に区分する。

(等級別標準発注金額)

第4条 建設工事の等級別標準発注金額は、次の表のとおりとする。

等級	許可区分	工事種別／標準発注金額等		
		土木・水道・解体工事	舗装・電気・管工事	建築工事
A	土木・水道・解体	制限なし	制限なし	制限なし
	舗装・電気・管			
	建築			
B	土木・水道・解体	5,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満
	舗装・電気・管			
	建築			
C	土木・水道・解体	2,000万円未満	2,000万円未満	2,500万円未満
	舗装・電気・管			
	建築			
D	土木・水道	1,000万円未満		

備考 表中の標準発注金額は、それぞれ許可区分に対応する工事種別についてのみ適用する。

2 市長が地域性等必要と認める場合は、前項の表にかかわらず、上1等級、下等級には制限なく業者を選定することができる。

3 適格業者の特例として、災害工事又は緊急を要する工事及び特殊な技術を要する工事その他特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず適格業者を選定することができる。

(選定)

第5条 指名競争入札にかかる指名業者の選定は、三好市業者指名審査委員会設置要綱（平成27年告示第7号）に規定する三好市業者指名審査委員会の審議を経て行うものとする。

2 前号の規定による指名業者の選定は、業者の能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件、手持事業等も考慮し、委員の意見を聴き適格業者を選定する。

3 第1号の規定により選定する指名業者の数は、原則5業者以上とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第23号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月8日告示第49号）

この告示は、平成19年6月8日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第27号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月6日告示第80号）

この告示は、平成25年6月6日から施行する。

附 則（平成25年8月30日告示第82号）

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日告示第8号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日告示第58号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日告示第9号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。